

# 地域団体への助成制度のしおり



平成29年度版

四 日 市 市

# 目 次

## ① 地域社会づくり

地域社会づくり総合事業費補助金【市事業】(担当 市民生活課)	1
--------------------------------	---

## ② コミュニティ施設整備

集会所建設費等補助金【市事業】(担当 市民生活課)	1
---------------------------	---

一般コミュニティ助成事業(コミュニティ助成事業)【財団事業】(担当 市民生活課)	2
--	---

コミュニティセンター助成事業(コミュニティ助成事業)【財団事業】(担当 市民生活課)	2
--	---

## ③ 防災・安全

防犯外灯設置等及び電灯料に関する補助金【財団事業】(担当 四日市市文化まちづくり財団)	3
---	---

地域防犯活動支援事業補助金【市事業】(担当 市民協働安全課)	3
--------------------------------	---

地区防災組織活動補助金【市事業】(担当 危機管理室)	3
----------------------------	---

自主防災組織設置補助金【市事業】(担当 危機管理室)	4
----------------------------	---

老朽化施設整備事業補助金【市事業】(担当 消防本部 消防救急課)	4
----------------------------------	---

自主防災組織育成助成事業(コミュニティ助成事業)【財団事業】(担当 危機管理室)	5
--	---

防犯カメラ設置事業補助金【市事業】(担当 市民協働安全課)	5
-------------------------------	---

(新)三重県地域防犯力向上支援事業費補助金【県事業】 (担当 三重県 暮らし・交通安全課)	6
--	---

## ④ 文化

国宝重要文化財等保存整備費補助金(国指定文化財)【国・県・市事業】(担当 社会教育課)	7
---	---

文化財関係事業補助金(県指定文化財)【県・市事業】(担当 社会教育課)	7
-------------------------------------	---

文化財保存整備事業補助金（市指定文化財）【市事業】（担当課 社会教育課）	7
地域文化活動事業助成【財団事業】（担当 社会教育課）	8
地域の伝統文化保存維持費用助成【財団事業】（担当 社会教育課）	8
文化財維持・修復事業助成【財団事業】（担当 社会教育課）	8
市民文化事業支援補助金【市事業】（担当 文化振興課） （旧 文化振興基金活用事業補助金）	9
地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金【市事業】（担当 文化振興課）	9

## ⑤高齢者

老人クラブ補助金【市事業】（担当 介護・高齢福祉課）	10
地区敬老行事補助金【市事業】（担当 介護・高齢福祉課）	10
介護予防・生活支援体制づくり事業【市事業】（担当 介護・高齢福祉課）	11

## ⑥子ども・教育

青少年健全育成助成事業（コミュニティ助成事業）【財団事業】（担当 市民生活課）	12
子どもゆめ基金【国事業】（担当 独立行政法人 国立青少年教育振興機構）	12
放課後児童健全育成事業補助金（学童保育所補助）【市事業】（担当 こども未来課）	13
市民活動団体が行う子育て支援事業補助金【市事業】（担当 保育幼稚園課）	13
子ども広場整備事業補助金【市事業】（担当 こども未来課）	14

## ⑦環境・衛生

資源集団回収助成金【市事業】（担当 生活環境課）	15
合併処理浄化槽設置整備事業補助金【市事業】（担当 上下水道局 生活排水課）	15
花と緑いっぱい事業補助金【市事業】（担当 都市計画課）	15
ふれあいの道事業【県事業】（担当 四日市建設事務所 総務・管理室管理課）	16

道路美化ボランティア活動助成事業【県事業】 (担当 四日市建設事務所 総務・管理室管理課)	16
河川美化ボランティア活動推進事業【県事業】 (担当 四日市建設事務所 総務・管理室管理課)	17
河川環境整備事業(フラワーオアシス推進事業)【県事業】 (担当 四日市建設事務所 総務・管理室管理課)	17
海岸美化ボランティア活動推進事業【県事業】 (担当 四日市建設事務所 総務・管理室管理課)	17

## ⑧商工農水

鳥獣被害防止対策事業補助金【市事業】(担当 農水振興課)	18
食と農のふれあい推進事業費補助金【市事業】(担当 農水振興課)	18
市民菜園整備事業費補助金【市事業】(担当 農水振興課)	18

## ⑨スポーツ

運動広場整備事業補助金【市事業】(担当 スポーツ課)	19
----------------------------	----

## ⑩その他

市民自主運行バス事業補助金【市事業】(担当 都市計画課 公共交通推進室)	20
(新)地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業【財団事業】 (担当 地域づくり団体全国協議会)	20
地域づくり団体活動支援事業【財団事業】(担当 地域づくり団体全国協議会)	21
地域国際化推進助成事業(コミュニティ助成事業)【財団事業】 (担当 市民生活課 多文化共生推進室)	21
在宅医療啓発活動事業補助金【市事業】(担当 健康福祉課)	22

## ①地域社会づくり

### 地域社会づくり総合事業費補助金

対象者	各地区の地域社会づくりの推進母体となる地域団体
制度概要	各地区が自らまちづくりを推進するための総合的な支援及び地域社会づくりのための総合的事業と事務局運営に対して補助
補助内容 (率、上限など)	・総合的事業への補助 90/100以内 ・事務局運営事業への補助 200万円(中部地区は350万円、常磐・四郷地区は250万円) 又は当該事業にかかる経費の100/100のうち、いずれか低い金額が上限
補助規模(実績等)	25団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	市民生活課(市役所5階)
連絡先	Tel 354-8146 Fax 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

## ②コミュニティ施設整備

### 集会所建設費等補助金

対象者	自治会										
制度概要	集会所を自治会の自己負担で新築、購入、修繕等を行う経費に対する補助										
補助内容 (率、上限など)	<table border="0"> <tr> <td>対象経費</td> <td>補助金額</td> </tr> <tr> <td>30万円以上600万円以下</td> <td>→50/100</td> </tr> <tr> <td>600万円を超え1,200万円以下</td> <td>→300万円+{(補助対象経費-600万円)×35/100}</td> </tr> <tr> <td>1,200万円を超え1,800万円以下</td> <td>→510万円+{(補助対象経費-1,200万円)×20/100}</td> </tr> <tr> <td>1,800万円を超える額</td> <td>→630万円</td> </tr> </table>	対象経費	補助金額	30万円以上600万円以下	→50/100	600万円を超え1,200万円以下	→300万円+{(補助対象経費-600万円)×35/100}	1,200万円を超え1,800万円以下	→510万円+{(補助対象経費-1,200万円)×20/100}	1,800万円を超える額	→630万円
対象経費	補助金額										
30万円以上600万円以下	→50/100										
600万円を超え1,200万円以下	→300万円+{(補助対象経費-600万円)×35/100}										
1,200万円を超え1,800万円以下	→510万円+{(補助対象経費-1,200万円)×20/100}										
1,800万円を超える額	→630万円										
補助要件等	1棟の集会所に対する補助金は、5年間で630万円まで										
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2以上の自治会が共同で建築等を行う集会所への補助の上限は900万円</li> <li>・秋に翌年度の予定を各地区市民センターを通じて照会 ※平成29年度分は要望受付済</li> <li>・緊急避難所に指定された集会所の修繕及び模様替えて、防災上又は安全上必要な工事に係る補助金の額は、補助対象経費に20/100を乗じて得た額を加算した額(上限360万円)</li> <li>・集会所の修繕及び模様替えて、高齢者等の利便性を高めるための工事に係る補助金の額は、補助対象経費に20/100を乗じて得た額(上限50万円)を加算した額</li> </ul>										
補助規模(実績等)	30団体(平成28年度実績)										
補助主体	四日市市										
担当課、係名	市民生活課(市役所5階)										
連絡先	Tel 354-8146 Fax 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp										

## ②コミュニティ施設整備

一般コミュニティ助成事業(コミュニティ助成事業)	
対象者	コミュニティ組織(自治会・町内会等)
制度概要	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費への補助
補助内容 (率、上限など)	1件につき、100万円から250万円まで(10万円単位)
補助要件等	建築物、消耗品は対象外
備考	平成29年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択を行う
補助規模(実績等)	三重県内で54団体(平成28年度実績)
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	市民生活課(市役所5階)
連絡先	Tel 354-8146 Fax 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

コミュニティセンター助成事業(コミュニティ助成事業)	
対象者	コミュニティ組織(自治会・町内会等)
制度概要	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建築整備に関する事業への補助
補助内容 (率、上限など)	対象となる事業費の3/5以内に相当する額(10万円単位) 上限1,500万円
補助要件等	コミュニティ活動推進のために必要な施設の建築又は修繕であること 土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外溝工事に要する経費は対象外
備考	平成29年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択
補助規模(実績等)	三重県内で3団体(平成28年度実績)
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	市民生活課(市役所5階)
連絡先	Tel 354-8146 Fax 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

### ③防災・安全

防犯外灯設置等及び電灯料に関する補助金																				
対象者	自治会																			
制度概要	自治会が防犯外灯の新設・修繕を行う経費及び自治会が維持管理している防犯外灯電灯料への補助																			
補助内容 (率、上限など)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別 機器区分</th> <th>新設 (5,000円以上)</th> <th colspan="2">修繕 (5,000円以上)</th> <th>自動点滅器修繕 (2,000円以上)</th> <th>電灯料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">LED灯</td> <td>(20W超型LED灯の新設) ・補助率60%以内 ・補助上限30,000円</td> <td>(100W超型水銀灯から20W超型LED灯への交換) ・補助率60%以内 ・補助上限30,000円</td> <td rowspan="2">(LED灯の修繕) ・補助率50%以内 ・補助上限14,000円</td> <td rowspan="2">1,000円</td> <td rowspan="2">6月電灯料 ×12ヶ月 の75%補助</td> </tr> <tr> <td>(上記以外) ・補助率60%以内 ・補助上限20,000円</td> <td>(上記以外) ・補助率60%以内 ・補助上限20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事種別 機器区分	新設 (5,000円以上)	修繕 (5,000円以上)		自動点滅器修繕 (2,000円以上)	電灯料	LED灯	(20W超型LED灯の新設) ・補助率60%以内 ・補助上限30,000円	(100W超型水銀灯から20W超型LED灯への交換) ・補助率60%以内 ・補助上限30,000円	(LED灯の修繕) ・補助率50%以内 ・補助上限14,000円	1,000円	6月電灯料 ×12ヶ月 の75%補助	(上記以外) ・補助率60%以内 ・補助上限20,000円	(上記以外) ・補助率60%以内 ・補助上限20,000円					
工事種別 機器区分	新設 (5,000円以上)	修繕 (5,000円以上)		自動点滅器修繕 (2,000円以上)	電灯料															
LED灯	(20W超型LED灯の新設) ・補助率60%以内 ・補助上限30,000円	(100W超型水銀灯から20W超型LED灯への交換) ・補助率60%以内 ・補助上限30,000円	(LED灯の修繕) ・補助率50%以内 ・補助上限14,000円	1,000円	6月電灯料 ×12ヶ月 の75%補助															
	(上記以外) ・補助率60%以内 ・補助上限20,000円	(上記以外) ・補助率60%以内 ・補助上限20,000円																		
備考	年間の電灯料の額は基準月の電灯料に12月を乗じて得た額																			
補助規模(実績等)	電灯料 29,830灯 設置等 4,196灯 (平成28年度実績)																			
補助主体	公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団																			
担当課、係名	公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団																			
連絡先	Tel 354-8328 Fax 354-8349 E-mail: machidukuri@city.yokkaichi.mie.jp																			

地域防犯活動支援事業補助金	
対象者	防犯パトロールや見守り活動を実施する団体
制度概要	自主防犯団体が行う地域の防犯活動に必要な物品の購入などの費用に対する補助
補助内容 (率、上限など)	補助対象経費に9/10を乗じた額(上限10万円)
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の際、必要書類の提出先は主たる活動区域を所管する地区市民センターの窓口</li> <li>・補助金の支払いは事業完了後 (ただし必要な場合は交付決定額の9割までを事前に請求できる)</li> <li>・例年4月に募集</li> </ul>
補助規模(実績等)	31団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	市民協働安全課 (市役所5階)
連絡先	Tel 354-8179 Fax 354-8316 E-mail: shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

地区防災組織活動補助金	
対象者	地区防災組織
制度概要	地区連合自治会が主体となって結成した地区防災組織が、地域防災力向上のために実施する防災訓練や啓発事業、資機材整備等に要する経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	補助率 ソフト事業10/10 ハード事業1/2 上限額 地区ごとに定める額
備考	地区市民センターを経由して申請
補助規模(実績等)	29団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	危機管理室 (市役所6階)
連絡先	Tel 354-8119 Fax 350-3022 E-mail: kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp

### ③防災・安全

自主防災組織設置補助金	
対象者	自治会
制度概要	自治会が地域において防災活動を行う自主防災組織を設置した際に、その資機材整備を行う経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	補助率10/10 上限15万円
補助要件等	設立の際の1回限り
備考	地区市民センターを經由して申請
補助規模(実績等)	1団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	危機管理室(市役所6階)
連絡先	Tel 354-8119 Fax 350-3022 E-mail: kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp

老朽化施設整備事業補助金	
対象者	自治会等
制度概要	自治会等が維持管理する防災施設のうち、消防の用に供する火の見やぐら又は防火水槽等の施設について、その解体及び撤去に要する費用に対する補助
補助内容 (率、上限など)	解体及び撤去に要した費用の1/2 上限35万円
補助要件等	自治会又は施設を所有する者への補助で、対象施設が老朽化により保守管理が困難となり危険性を有するもの等に対する補助
備考	補助は、1施設について1回限り
補助規模(実績等)	3団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	消防救急課 警防係
連絡先	Tel 356-2004 Fax 356-2016 E-mail: syoboukyukyu@city.yokkaichi.mie.jp



自主防災組織育成助成事業(コミュニティ助成事業)	
対象者	自主防災組織およびその連合体等
制度概要	災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する施設または設備の整備費用に対する助成
補助内容 (率、上限など)	30万円から200万円の範囲内で10万円単位で助成
補助要件等	宝くじの助成金で整備した旨の広報および表示を要する
備考	平成29年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択
補助規模(実績等)	三重県内で9団体(平成28年度実績)
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	危機管理室(市役所6階)
連絡先	Tel 354-8119 Fax 350-3022 E-mail: kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp

防犯カメラ設置事業補助金	
対象者	自治会その他の地域的な市民活動を行う地域団体、商店街振興組合等
制度概要	公共の場所に向けて新たに防犯カメラを設置する団体への補助
補助内容 (率、上限など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路に向けて設置する場合 購 入：上限40万円(補助率2/3) 賃貸借：上限8万円(補助率2/3)</li> <li>・通学路以外の公共の場所に向けて設置する場合 購 入：上限30万円(補助率1/2) 賃貸借：上限6万円(補助率1/2)</li> </ul>
補助要件等	補助金を受けるにあたっては事前申し込みが必要
申請時期	事前申込み期限 6月30日(金) ※事前申込みの際、必要書類の提出先は、主たる活動区域を管轄する地区市民センターの窓口
備考	補助金の対象となる経費は下記のいずれかに該当する場合に限る <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラの購入及び設置工事にかかる費用</li> <li>・防犯カメラ設置の表示にかかる費用</li> <li>・防犯カメラの賃貸借にかかる年間費用</li> </ul>
補助規模(実績等)	通学路向け 43台 通学路以外向け 7台 (平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	市民協働安全課(市役所5階)
連絡先	Tel 354-8179 Fax354-8316 E-mail:shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

### ③防災・安全

三重県地域防犯力向上支援事業費補助金	
対象者	安全安心協議会(市町、自治会、自主防犯団体等で構成される団体) ※隣接する市町において、自治会、自主防犯団体等が市町の境界を越えて、広域で防犯、交通安全等の活動を行うため、安全安心重点モデル地区を定めて取り組む任意の団体
制度概要	安全安心協議会が行う安全で安心なまちづくりに関する取り組みに要する経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	対象経費の1/3以内(千円未満切り捨て) 補助金額100万円(1地区上限額)
補助要件等	○市町の境界を越えて自治会・自主防犯団体等が「安全安心協議会」として広域で防犯対策等を行うこと。 ○複合的な犯罪抑止対策、交通安全対策等を行うこと。 ○地域の防犯力を向上させるため、ソフト事業とハード事業を組み合わせた犯罪抑止対策、交通安全対策等を行うこと。
備考	申請時期については随時募集 ※モデル地区指定申請の到着順に内容を審査し、指定する。(先着2モデル地区) ※補助金申請締切10月31日 対象外とするもの ・安全安心協議会が実施主体となることができないもの (例 信号機の設置、公道の舗装等に関すること 等) ・個人及び特定の事業者の利益につながるもの ・食糧費 (講座の講師に係る経費以外のもの)
補助主体	三重県
担当課、係名	くらし・交通安全課
連絡先	Tel 059-224-2664 Fax 059-228-4907 E-mail: anzen@pref.mie.jp

### 国宝重要文化財等保存整備費補助金(国指定文化財)

対象者	国指定文化財の所有者または管理団体
制度概要	国指定文化財についての保存措置に対する補助
補助内容 (率、上限など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業費200万円以上</li> <li>・文化庁から補助対象事業費の2分の1以内</li> <li>・三重県から補助対象事業費の10分の1以内</li> <li>・四日市市から補助対象事業費の10分の2以内</li> </ul>
補助要件等	文化財が国指定文化財であること
申請時期	前年度5月頃計画提出
備考	前年度4月頃までに社会教育課へ相談
補助主体	文化庁・三重県・四日市市
担当課、係名	社会教育課(市役所9階)
連絡先	Tel 354-8240 Fax 354-8308 E-mail: syakaikyoku@city.yokkaichi.mie.jp

### 文化財関係事業補助金(県指定文化財)

対象者	県指定文化財の所有者または管理団体
制度概要	県指定文化財についての保存措置に対する補助(併せて活用事業に対する補助制度もあり)
補助内容 (率、上限など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業費15万円以上</li> <li>・三重県から補助対象事業費の2分の1以内</li> <li>・四日市市から補助対象事業費の4分の1以内</li> <li>(特別活用に係るものについては8分の3以内)</li> </ul>
補助要件等	文化財が県指定文化財であること
申請時期	前年度5月頃計画提出
備考	前年度4月頃までに社会教育課へ相談
補助主体	三重県・四日市市
担当課、係名	社会教育課(市役所9階)
連絡先	Tel 354-8240 Fax 354-8308 E-mail: syakaikyoku@city.yokkaichi.mie.jp

### 文化財保存整備事業補助金(市指定文化財)

対象者	市指定文化財の所有者または管理団体
制度概要	市指定文化財についての保存措置に対する補助
補助内容 (率、上限など)	全事業費のうち市が認定した事業費が15万円以上 全事業費のうち市が認定した事業費の2分の1以内 ※特別活用にかかる文化財の場合、全事業費のうち市が認定した事業費の4分の3以内
補助要件等	文化財が市指定文化財であること。かつ、補助事業総額が15万円以上の場合。
備考等	前年度9月までに社会教育課へ相談
補助規模(実績等)	2団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	社会教育課(市役所9階)
連絡先	Tel 354-8240 Fax 354-8308 E-mail: syakaikyoku@city.yokkaichi.mie.jp

## ④文化

### 地域文化活動事業助成

対象者	芸術文化団体、民俗芸能保持団体（地域団体なども含む）
制度概要	伝統民俗芸能公演または公開事業、伝統民俗芸能の保存伝習事業にかかる経費
補助内容 （率、上限など）	財団の予算の範囲内で都道府県で1件以内
補助要件等	事業が伝統的な民俗芸能に関連するもの 地域文化発展のための助成効果が期待できるもの 団体の位置付け、組織が明確なもの
備考	例年、前年度の12月頃募集受付 該当する指定文化財の所有者には案内を送付
補助規模（実績等）	1件（平成28年度実績）
補助主体	一般財団法人 沖永文化振興財団
担当課、係名	社会教育課（市役所9階）
連絡先	Tel 354-8240 Fax 354-8308 E-mail: syakaikyoku@city.yokkaichi.mie.jp

### 地域の伝統文化保存維持費用助成

対象者	地域の民俗芸能及び民俗技術を保持している個人・団体
制度概要	後継者育成にかかる諸経費
補助内容 （率、上限など）	民俗芸能 70万円以内 地域の民俗技術 40万円以内
補助要件等	国指定重要無形民俗文化財・流派が確立されているもの・伝統性や地域性が希薄なもの・ 学校教育の一環として行われる民俗芸能は対象外
備考	例年、前年度の11月～12月に募集受付 該当する指定文化財の所有者には案内送付
補助規模（実績等）	0件（平成28年度実績）
補助主体	公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団
担当課、係名	社会教育課（市役所9階）
連絡先	Tel 354-8240 Fax 354-8308 E-mail: syakaikyoku@city.yokkaichi.mie.jp

### 文化財維持・修復事業助成

対象者	美術工芸品（絵画・彫刻・工芸品など）の所有者 （営利法人等を除く。地縁団体なども含む）
制度概要	芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品の修理に係る経費
補助内容 （率、上限など）	補助金総額7,000万円 35件（平成28年度）
補助要件等	祭礼等で使用される山車は対象外
備考	例年、前年度の10～11月に募集受付
補助規模（実績等）	0件（平成28年度実績）
補助主体	公益財団法人 住友財団
担当課、係名	社会教育課（市役所9階）
連絡先	Tel 354-8240 Fax 354-8308 E-mail: syakaikyoku@city.yokkaichi.mie.jp

### 市民文化事業支援補助金

対象者	文化的事業を実施しようとする団体
制度概要	市民の団体が実施する多くの市民がアクセスしやすい場で開催される文化事業、地区内で活動する団体が実施する地区に居ながらにして住民が文化に触れることができる文化事業に対する支援
補助内容 (率、上限など)	全市的事业 補助対象経費の1/2以内 上限20万円 地区事业 補助対象経費の1/2以内 上限10万円
補助要件等	全市的事业 定期・定例的な事業および過去に2回以上文化振興基金活用事業補助金(平成27年度まで)や市民文化事業支援補助金を受けている団体の事業は除く 書類及び面接による審査有 地区事业 前回申請時と同じ事業や他の事業に付随する事業は除く 書類審査有
備考	申請時期：4月頃
補助規模(実績等)	10団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	文化振興課(市役所5階)
連絡先	Tel 354-8239 Fax 354-4873 E-mail: bunkashinkou@city.yokkaichi.mie.jp

### 地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金

対象者	市内の伝統的な文化行事等を担う地域住民主体の団体
制度概要	伝統的な文化行事等の担い手育成等に関する事業への支援 伝統的な文化行事等の保存・継承に関する事業への支援
補助内容 (率、上限など)	(1) 伝統的な文化行事等の担い手育成等に関する事業 ：補助対象経費の1/2以内(上限20万円) (2) 伝統的な文化行事等の保存・継承に関する事業 ：補助対象経費の1/4以内(上限40万円) ①地域の伝統的な文化行事等の用具類等の更新(新調や修繕) ②地域の伝統的な文化行事等の用具類や郷土資料を保管する施設の修繕等整備
補助要件等	(2) 伝統的な文化行事等の保存・継承に関する事業 ①は、伝統的な文化行事等が国・県・市の指定文化財の場合は除く ②は、伝統的な文化行事等の用具類自体が国・県・市の指定文化財の場合は除く
備考	申請時期：随時
補助規模(実績等)	3事業(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	文化振興課(市役所5階)
連絡先	Tel 354-8239 Fax 354-4873 E-mail: bunkashinkou@city.yokkaichi.mie.jp

## ⑤高齢者

<b>老人クラブ補助金</b>	
対象者	四日市市老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ
制度概要	老人クラブの自主的活動をより充実させるために「友愛訪問活動・清掃奉仕・地域見守り・教養講座開催・スポーツ活動」の各事業について補助
補助内容 (率、上限など)	①各単位クラブについて会員割(会員1人あたり単価400円)及び単位クラブ割(1単位クラブあたり単価4,000円)を補助 ②また、重点配分枠として1単位クラブあたり上限5万円を、原則として各地区1単位クラブへ補助
補助規模(実績等)	221団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	介護・高齢福祉課 管理係(市役所3階)
連絡先	Tel 354-8425 Fax 354-8280 E-mail: kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp

<b>地区敬老行事補助金</b>	
対象者	地区社会福祉協議会、連合自治会等
制度概要	敬老の日前後に地域住民が高齢者を敬愛し、長寿を祝うために、地域で行事を実施する団体へ補助
補助内容 (率、上限など)	7月1日現在の70歳以上(敬老の日現在)の人口に応じて地区ごとの上限額を設定
補助規模(実績等)	34団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	介護・高齢福祉課 管理係(市役所3階)
連絡先	Tel 354-8425 Fax 354-8280 E-mail: kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp

## ⑤高齢者

介護予防・生活支援体制づくり事業	
対象者	地縁団体、NPO、ボランティア等で公共の利益を目的とした市民活動を実施する団体
制度概要	高齢者の介護予防や生活支援に資する活動の立ち上げ補助
補助内容 (率、上限など)	補助率 対象経費の9/10 補助金額上限120万円
補助要件等	プレゼンテーションを行い、審査会による審査
申請時期	5月末から6月 応募状況により、追加募集あり
備考	1事業につき1回限り
補助主体	四日市市
担当課、係名	介護・高齢福祉課 高齢福祉係（市役所3階）
連絡先	Tel 354-8170 Fax 354-8280 E-mail : kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp

## ⑥子ども・教育

青少年健全育成助成事業(コミュニティ助成事業)	
対象者	コミュニティ組織(自治会・町内会等)
制度概要	コミュニティ組織が行う事業で、青少年の健全育成に資するため、主として小・中学生が親子で参加するソフト事業とする (1)スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 (2)文化・学習活動に関する事業 (3)その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業
補助内容 (率、上限など)	1件につき、30万円から100万円まで(10万円単位)
補助要件等	単年度事業であること(毎年繰り返し実施する事業でないこと)
備考	平成29年度分については、受付終了 一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し、補助採択
補助規模(実績等)	三重県で2団体(平成28年度実績)
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	市民生活課(市役所5階)
連絡先	Tel 354-8146 Fax 354-8316 E-mail: shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

子どもゆめ基金	
対象者	財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有しないが活動を実施するための体制が整っていると認められる団体等で、当該団体が自ら主催し子どもの健全な育成を目的として子どもの体験活動、子どもの読書活動の振興に取り組む団体
制度概要	子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等へ支援
補助内容 (率、上限など)	助成対象活動①子どもを対象とする活動 ②子どもを対象とする活動を支援する活動 申請件数(1団体あたり):体験活動か読書活動のどちらか1件のみ または、体験活動と読書活動で各1件ずつ 助成金額(1件あたり):2万円~50万円 活動規模(参加者を募集する範囲):市区町村規模
補助要件等	平成29年度二次募集として実施(平成29年度一次募集は受付終了) 二次募集では、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われる活動に限る 郵送申請は、平成29年5月1日(月)~平成29年6月6日(火)まで(当日消印有効) 電子申請は、平成29年5月1日(月)~平成29年6月20日(火)まで(当日17時締切)
備考	詳細は、ホームページの募集案内参照 <a href="http://yumekikin.niye.go.jp/">http://yumekikin.niye.go.jp/</a>
補助規模(実績等)	全国で5,149件(平成28年度採択数)
補助主体	独立行政法人 国立青少年教育振興機構
担当課、係名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部助成課
連絡先	Tel 03-5790-8117・8118 フリーダイヤル0120-579-081(9時~17時45分) Fax 03-6407-7720 E-mail: yume@niye.go.jp



## ⑥子ども・教育

放課後児童健全育成事業補助金(学童保育所補助)	
対象者	児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を実施する運営委員会等
制度概要	学童保育事業を実施する運営委員会等を対象に、事業実施にかかる運営費及び施設設備・設備整備費に対して補助を行う。
補助内容 (率、上限など)	1. 運営費補助 2. AED整備費補助 3. 資格研修費補助 4. 環境改善費補助 5. 備品整備費補助 6. 建築費補助 など ※上記の詳しい内容につきましては、下記の担当課までお問い合わせください <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             補助対象となる団体は、1小学校区あたり1運営委員会に限られています。              なお、市内には平成29年4月現在、笹川（笹川西小学校区と笹川東小学校区の2小学校区をまたいで運営委員会が設置されている地域）を除き、全小学校区に学童保育所が設置されています。           </div>
補助要件等	児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を実施する運営委員会等
補助規模(実績等)	50団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	こども未来課 子育て支援係(総合会館3階)
連絡先	Tel 354-8069 Fax 354-8061 E-mail: kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp

市民活動団体が行う子育て支援事業補助金	
対象者	市民活動団体が行う子育て支援
制度概要	未就園児並びにその保護者及び家族を対象に子育て支援を図る経費に対する補助
補助内容 (率、上限など)	初度調弁費 補助率10/10 上限 300,000円 運営費 補助率10/10 上限 45,000円/月 賃貸料 補助率 2/3 上限 224,000円/年
補助要件等	運営委員会の設立、1小学校区1運営委員会、参加する乳幼児の人数が原則として10人以上、週3回以上1日平均2時間程度、指導者2名以上
補助規模(実績等)	2団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	保育幼稚園課 指導係(総合会館3階)
連絡先	Tel 354-8087 Fax 354-6013 E-mail: hoikuyouchien@city.yokkaichi.mie.jp

## ⑥子ども・教育

子ども広場整備事業補助金	
対象者	自治会他
制度概要	遊びを通して心豊かでたくましい子どもの育成を図るため、民間の団体又は有志者が建設する子ども広場の整備事業に対する補助
補助内容 (率、上限など)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広場の新規造成事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 設備費 必要な設備について補助、ただし用地面積に応じ上限あり</li> <li>イ. 用地造成費 用地造成費の2/3以内 上限70万円</li> </ol> </li> <li>2. 子ども広場の施設の増設、補修事業 増設、補修に要する経費(10万円以上)に対し、その2/3以内 上限30万円</li> <li>3. 子ども広場の危険防止対策事業 自然災害等による危険防止対策が必要なものについて、経費の2/3以内 ただし用地面積に応じ上限あり</li> </ol>
補助要件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども広場の設置基準は、原則1町内に1カ所 (ただし、2ヶ所以上設置する場合は、子ども広場相互間の距離が、直線で500m以上とする)</li> <li>2. 子ども広場の用地は、設置者の所有又は5年以上の借用又は使用承認を受けたものとする</li> <li>3. 用地面積は、最低2点以上の遊具等が設置でき、かつ利用に危険が伴わない範囲の広さであること</li> </ol>
申請時期	前年度8月頃計画提出
備考	新規造成の場合は事前に子ども未来課へ相談
補助主体	四日市市
担当課、係名	子ども未来課 青少年育成室(総合会館3階)
連絡先	Tel 354-8247 Fax 354-8061 E-mail: ikuseishitsu@city.yokkaichi.mie.jp

### 資源集団回収助成金

対象者	地域住民等で構成する団体で登録を受けたもの
制度概要	住民団体が自主的に実施する再生資源の集団回収を通じ、地域社会づくりに資する活動にかかる経費の一部を助成することで、ごみの減量及び資源の有効利用の促進を図る
補助内容 (率、上限など)	集団回収した再生資源（紙類及び布・衣類）の重量1kgにつき4円 (1kg未満の端数は切捨)
補助要件等	助成金の交付を受けるときは、集団回収実施後60日以内に所定の用紙を提出する
補助規模(実績等)	169団体（平成28年度実績）
補助主体	四日市市
担当課、係名	生活環境課 リサイクル係（市役所5階）
連絡先	Tel 354-8192 Fax354-4412 E-mail : seikatsukanky@city.yokkaichi.mie.jp

### 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

対象者	自治会
制度概要	集会所に合併処理浄化槽を設置する費用の一部補助
補助内容 (率、上限など)	新築補助金（新築・改築・増築） 5人槽：21万円、7人槽：24万円、10人槽：27万円 転換補助金（汲み取り式便所又は単独処理浄化槽からの転換） 5人槽：57万円、7人槽：63万円、10人槽：69万円
補助要件等	事前に補助対象区域であるかの確認が必要
備考	10人を超える人槽は補助対象外
補助規模(実績等)	1件（平成28年度実績）
補助主体	四日市市
担当課、係名	上下水道局 生活排水課 浄化槽指導係
連絡先	Tel 354-8402 Fax 354-8375 E-mail :seikatsuhaisui@city.yokkaichi.mie.jp

### 花と緑いっぱい事業補助金

対象者	ボランティア団体
制度概要	公園やこども広場、街路等の公共施設での花壇設置や、植樹による緑化をする活動に対する支援
補助内容 (率、上限など)	補助率 9/10以内 補助金額上限 花壇事業 15万円（1㎡あたり5,000円以内） 緑化事業 15万円 ※予算内の補助となるため、金額が減額される場合あり
補助要件等	事業計画書の提出を行い、花と緑いっぱい事業補助金交付要綱に基づく審査あり
備考	当該公共施設管理者の事業承認が必要 前年度の1月頃に募集受付
補助規模(実績等)	87団体（平成28年度実績）
補助主体	四日市市
担当課、係名	都市計画課 総務・まちづくり支援グループ（市役所4階）
連絡先	Tel 354-8214 Fax 354-8404 E-mail : toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp

## ⑦環境・衛生

ふれあいの道事業	
対象者	自治会、婦人会、老人会等の地域住民により構成された団体又は道路愛護活動を行うその他の団体及び企業
制度概要	三重県が管理する道路を含む区域の除草、清掃、植栽等道路の美化、維持活動に対する支援
補助内容 (率、上限など)	補助率 10/10の清掃用物品、花木・苗・肥料等 上限 初年度→10万円分 2年度→ 3万円分 以降は、2年度の翌年度から起算して3年度目毎に3万円分を限度として補助
補助要件等	3年度以降も活動の継続が可能であること 活動に参加する人数が、概ね10人以上であること 年3回以上の除草、清掃が可能であること 県が管理する道路実延長が概ね500m以上の区間であること
備考	年度当初に応募申し込み（予算に応じて追加受付あり）
補助規模(実績等)	四日市市内で2団体（平成28年度実績）
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel 352-0667 Fax 352-0666 E-mail : hkenset@pref.mie.jp

道路美化ボランティア活動助成事業	
対象者	自治会、婦人会、老人会等の地域住民により構成された団体
制度概要	三重県が管理する道路における草刈、清掃及びその他の道路環境の美化及び保全に対する支援
補助内容 (率、上限など)	予算の範囲内での保険料の負担及び消耗品類の提供
補助要件等	年度当初に応募申し込み（予算に応じて追加受付あり）
補助規模(実績等)	四日市市内で17団体（平成28年度実績）
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel 352-0667 Fax 352-0666 E-mail : hkenset@pref.mie.jp

## ⑦環境・衛生

### 河川美化ボランティア活動推進事業

対象者	自治会、婦人会、老人会等の地域住民により構成された団体
制度概要	三重県が管理する河川における草刈、清掃及びその他の河川環境の美化、保全に対する支援
補助内容 (率、上限など)	予算の範囲内での保険料の負担及び消耗品類の提供
補助要件等	年度当初に応募申し込み（予算に応じて追加受付あり）
補助規模(実績等)	四日市市内で20団体（平成28年度実績）
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel 352-0667 Fax 352-0666 E-mail : hkenset@pref.mie.jp

### 河川環境整備事業(フラワーオアシス推進事業)

対象者	植栽等を確実にを行い、河川環境の美化に貢献できるボランティア団体等
制度概要	三重県が管理する河川の河川敷における花木の苗、種子等の植栽及び植栽した花木等の維持管理に対する支援
補助内容 (率、上限など)	予算の範囲内での種子、苗木等の提供 上限 約50万円分
補助要件等	年度当初に応募申し込み（予算に応じて追加受付あり）
補助規模(実績等)	四日市市内で5団体（平成28年度実績）
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel 352-0667 Fax 352-0666 E-mail : hkenset@pref.mie.jp

### 海岸美化ボランティア活動推進事業

対象者	自治会、婦人会、老人会等の地域住民により構成された団体
制度概要	三重県が所管する海岸における草刈、清掃及びその他の海岸環境の美化、保全に対する支援
補助内容 (率、上限など)	予算の範囲内での保険料の負担及び消耗品類の提供
補助要件等	年度当初に応募申し込み（予算に応じて追加受付あり）
補助規模(実績等)	四日市市内で6団体（平成28年度実績）
補助主体	三重県
担当課、係名	四日市建設事務所 総務・管理室 管理課
連絡先	Tel 352-0667 Fax 352-0666 E-mail : hkenset@pref.mie.jp

## ⑧商工農水

### 鳥獣被害防止対策事業補助金

対象者	農家組合、自治会等
制度概要	農作物等へ被害を及ぼす有害鳥獣への対策
補助内容 (率、上限など)	補助率 予算の範囲内で1/2以内
補助要件等	電気柵の設置等に要する経費
補助規模(実績等)	16団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	農水振興課 農水畜産係(市役所7階)
連絡先	Tel 354-8182 Fax 354-8307 E-mail:nousuishinkou@city.yokkaichi.mie.jp

### 食と農のふれあい推進事業費補助金

対象者	市内農水畜産業者、市民団体、個人等
制度概要	農家や地域住民が、子どもたちのために行う農業体験や調理体験などの食育推進活動を支援
補助内容 (率、上限など)	農業体験や調理体験に必要な原材料費、講師料、印刷費など。 補助対象事業費の1/2以内 上限20万円 予算の範囲内で交付
補助要件等	体験には地元産農水畜産物を使用し、また、地元農水畜産業者の指導、監督の下で行うこと
補助規模(実績等)	6団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	農水振興課 農水政策係(市役所7階)
連絡先	Tel 354-8180 Fax 354-8307 E-mail:nousuishinkou@city.yokkaichi.mie.jp

### 市民菜園整備事業費補助金

対象者	市民団体、個人等
制度概要	農家や市民団体等が市内の農地に市民菜園を開設し、市民の健康づくりや生きがいがづくりに寄与するとともに、農地の有効活用を図る取り組みを支援
補助内容 (率、上限など)	市民菜園に設置する給排水設備、保管庫、看板などの整備費 開設した菜園は5年以上利用されること 補助対象事業費の1/2以内 上限30万円 予算の範囲内で交付
補助要件等	菜園を開設する場所は市内の農地とし、開設に関する関係法令(農地法等)上の手続きを完了すること
補助規模(実績等)	0団体(平成28年度実績)
補助主体	四日市市
担当課、係名	農水振興課 農水政策係(市役所7階)
連絡先	Tel 354-8180 Fax 354-8307 E-mail:nousuishinkou@city.yokkaichi.mie.jp

## ⑨スポーツ

運動広場整備事業補助金										
対象者	民間の団体又は有志									
制度概要	地区住民の健康を増進し、スポーツを通じ相互の親睦を図るため、運動広場の整備事業に対し助成を実施									
補助内容 (率、上限など)	<p>1 新規造成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>敷地造成費 補助限度額</th> <th>設備費 補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000㎡以上4,000㎡未満</td> <td>80万円</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>4,000㎡以上</td> <td>80万円</td> <td>160万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔敷地面積4,000㎡以上で、敷地の造成に要した経費が80万円を超えた場合は、その超えた分の2/3を80万円に加算した額〕 ただし、敷地の造成に係る補助金と設備に係る補助金との合計額が、160万円を越える場合は、160万円を限度とする。</p> <p>2 敷地及び設備の増設又は補修等の事業補助 経費の実支出額の2/3以内 上限20万円</p> <p>3 危険防止対策事業 経費の実支出額の2/3以内 上限80万円</p>	敷地面積	敷地造成費 補助限度額	設備費 補助限度額	2,000㎡以上4,000㎡未満	80万円	120万円	4,000㎡以上	80万円	160万円
敷地面積	敷地造成費 補助限度額	設備費 補助限度額								
2,000㎡以上4,000㎡未満	80万円	120万円								
4,000㎡以上	80万円	160万円								
補助要件等	<p>運動広場設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1小学校区1箇所とする</li> <li>・用地は設置者の所有又は5年以上(敷地及び設備の増設又は補修等の事業については2年以上)の期間にわたり借用もしくは使用承認を受けたものであること</li> </ul> <p>補助対象施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積の基準は2,000㎡以上とする</li> <li>・設置の基準は次のとおりとする バックネット・球技用ポスト等 危険防止用フェンス 手足洗場等給排水施設・便所施設・倉庫等</li> </ul>									
備考	補助を受けた運動広場を5年(敷地及び設備の増設又は補修等の事業については2年)に満たない期間で廃止するときは、使用年数に応じた返還比率により、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない									
補助規模(実績等)	2団体(平成28年度実績)									
補助主体	四日市市									
担当課、係名	スポーツ課 施設係(市役所9階)									
連絡先	Tel 354-8428 Fax 354-8432 E-mail : sports@city.yokkaichi.mie.jp									

## ⑩その他

市民自主運行バス事業補助金	
対象者	市民団体等（NPO法人など道路運送法の許可が得られる団体）
制度概要	バス運行に係る経費の補助
補助内容 (率、上限など)	補助基準額（50万円/月）と、運行経費の1/2を比較して少ない方の額
補助要件等	①市民団体等が運営主体となり運行する乗り合いバス事業 ②一定の受益者負担を求め、道路運送法の許可を得て運営される事業 ③公共交通の空白地域の市民の生活交通手段確保の目的で行なわれる事業で、市長が公益上必要と認めた事業
補助規模(実績等)	1団体（平成28年度実績）
補助主体	四日市市
担当課、係名	都市計画課 公共交通推進室（市役所4階）
連絡先	Tel 354-8095 Fax 354-8404 E-mail: koutsuu@city.yokkaichi.mie.jp

地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	
対象者	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体とする。 ただし、原則として下記の団体を除く。 (1) 同年度または前年度に「地域づくり団体活動支援事業」の助成を受けた団体 (2) 同年度に「都道府県協議会等体制強化事業」の助成を受けた団体
制度概要	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体の活動資金調達を支援するため、クラウドファンディングの活用に伴う費用の一部を助成する。
補助内容 (率、上限など)	助成金の額は、25万円を上限とする。ただし、支援不成立の場合(クラウドファンディングが目標金額を達成できなかった場合をいう。)は15万円を上限とする。  助成金の上限について、下記(1)、(2)及び(3)の区分毎にそれぞれ定める額とするほか、(1)、(2)及び(3)の合計額で15万円とする。 (1) アドバイザー招聘…アドバイザー招聘に要する謝金及び旅費の額とし、15万円を上限とする。 (2) 広報費…クラウドファンディング活用における広報に要する額とし、15万円を上限とする。 (3) 返礼品作成費…支援者に対する返礼品作成に要する2分の1の額とし、10万円を上限とする。 ※ただし、支援が成立した場合のみ対象とする。 (4) 支払手数料…クラウドファンディング事業者に支払う手数料の2分の1の額とし、10万円を上限とする。 ※ただし、支援が成立した場合のみ対象とし、目標金額から受領金額を乗じた額を超えないこととする。
補助要件等	助成対象事業は次のとおりとする。 1 登録団体が行う自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用する事業とする。 2 平成29年4月1日から平成30年2月28日までにクラウドファンディング企画の支援募集期間が終了する事業とする。 3 クラウドファンディングの目標金額が50万円以上のものとする。 4 1団体あたり1事業のみとする。
備考	助成金の交付決定を受けた事業について、目標金額と支援総額に差が生じ、支払手数料の助成金申請額に変更が生ずることとなった場合は、参考となる資料を添付のうえ、ただちに助成金申請額変更申請書(様式6)を会長に提出するものとする。申請時期は平成29年12月31日まで。
補助主体	地域づくり団体全国協議会
担当課、係名	地域づくり団体全国協議会(地域活性化センター 研修交流課内)
連絡先	Tel 03-5202-6135 Fax 03-5202-0755 E-mail: chi-dantai@jcrd.jp



## ⑩ その他

地域づくり団体活動支援事業	
対象者	地域づくり団体全国協議会に登録されている市内の地域づくり団体
制度概要	地域づくり団体が地域住民等を対象に実施する自主的・主体的な研修会等について、講師招聘に係る謝金・旅費に対する助成
補助内容 (率、上限など)	謝金…地域づくり団体全国協議会が定める基準の範囲内で、実際に事業に要する額 上限10万円 旅費…実際に事業に要する交通費及び宿泊費(日当は含まない)と、(一財)地域活性化センター 旅費規程を準用して算出した交通費及び宿泊費とのいずれか小さい額 上限10万円 助成金の額は15万円を上限とする
補助要件等	地域づくり団体全国協議会に登録している団体であること。
備考	登録団体の場合、交付申請は、みえ地域づくり団体交流会議(三重県地域連携部地域支援課)を 経由し、全国協議会に提出 申請の受付期間は要綱の通知を受けた日から平成29年12月31日まで 28年度に本助成を受けた団体及び全国協議会に登録後一ヶ月未満の団体は申請不可 事業実施の2ヶ月前までに申請。ただし、年間予算に達し次第、受付終了  (実施要綱は地域活性化センターホームページ「地域づくり団体のひろば」に記載 問い合わせ： みえ地域づくり団体交流会議(三重県地域連携部地域支援課) TEL:059-224-2420)
補助規模(実績等)	講師等派遣事業 全国で77団体(平成28年度実績)
補助主体	地域づくり団体全国協議会
担当課、係名	地域づくり団体全国協議会事務局(地域活性化センター 研修交流課内)
連絡先	Tel 03-5202-6135 Fax 03-5202-0755 E-mail: chi-dantai@jcrd.jp

地域国際化推進助成事業(コミュニティ助成事業)	
対象者	市が認める地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織 (コミュニティ国際交流組織)
制度概要	コミュニティ国際交流組織が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際 化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業
補助内容 (率、上限など)	200万円までで10万円単位で助成
補助要件等	助成対象事業は、以下の要件をすべて満たすもの ・国内で実施する事業で、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること ・公共性を有し、かつ、地域の国際化の推進に資するもので他の団体の模範となるもので あること ・国やこれに準ずる機関(独立行政法人等)からの助成を受けないものであること
申請時期	10月頃
備考	一般財団法人自治総合センターが予算の範囲内で選考し補助採択を行う
補助主体	一般財団法人自治総合センター(市の予算計上が必要)
担当課、係名	市民生活課 多文化共生推進室(市役所5階)
連絡先	Tel 354-8114 Fax 354-8316 E-mail: kyouseisuishin@city.yokkaichi.mie.jp

## ⑩ その他

在宅医療啓発活動事業補助金	
対象者	市民団体または個人
制度概要	市民企画による在宅医療の啓発活動に対する補助
補助内容 (率、上限など)	①講師報償費(全額補助) ②事業にかかる事務費(2分の1補助) ③要約筆記及び手話通訳報償費、託児・託老にかかる委託料(全額補助) ※①は3万円、②は1万円を上限とし、①、②の合計額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。また、①～③の合計額が6万円を超える場合は6万円を限度とする。(千円未満切捨)
補助要件等	審査会による審査あり
申請時期	5月頃
備考	補助金交付は1申請者で1年度2回まで。本事業の補助対象経費について、他の補助金を受ける予定の事業は対象外とする。 ※1次募集で補助申請が少なかった場合は、2次募集を行う可能性あり
補助主体	四日市市
担当課、係名	健康福祉課 企画係(市役所3階)
連絡先	Tel 354-8281 Fax 359-0288 E-mail: kenkoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp

平成 29 年 5 月  
四日市市  
市民文化部 市民協働安全課  
四日市市諏訪町 1 番 5 号  
電話：354-8179